

酪農学園大学障がい学生支援に関する規程

制定 2016年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、「学校法人酪農学園における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」の制定に鑑み、酪農学園大学（以下「本学」という。）において、障がいのある学生が、教育・研究その他本学が行う活動全般について、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、障がいのない者と同様の機会が確保される体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対する教育・研究その他本学が行う活動全般における支援方を統括し、推進する責務を有する。

(学群長及び学類長の責務)

第4条 学群長及び学類長は、所属する障がいのある学生が教育・研究その他本学が行う活動全般において不当な差別的取扱いを受けることがないように、具体的な支援方を講じる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が教育・研究その他本学が行う活動全般において不当な差別的取扱いを受けることがないように配慮するとともに、障がいのある学生の支援方の実施に対し、積極的に協力する責務を有する。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生に対する教育・研究その他本学が行う活動全般における支援方に関する協議をするため、酪農学園大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 支援に当たっては、委員会を中心に学内関係部所が相互に連携するものとする。
- 3 委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(相談及び申出)

第7条 障がいのある学生、本学に入学しようとする障がいのある者及びそれら家族その他関係者は、いつでも支援の相談及び申出をすることができる。

- 2 相談及び申出のあった支援の必要性及び範囲等については委員会で協議する。

(情報公開)

第8条 障がいのある学生、本学に入学しようとする障がいのある者及びそれら家族その他関係者に対して、本学の支援方針、支援内容、実施体制等に関する情報を適宜公開する。

(研修・啓発)

第9条 障がいを理由とする差別の解消に関する基本的事項及び各種障がいの特性についての理解を促進し、合理的配慮についての意識向上を図るために、研修・啓発を行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、学長が定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。